

平成30年10月18日

規制改革推進会議投資等ワーキング・グループ(第1回)

# 規制改革実施計画(平成29年6月閣議決定) を受けた対応について



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 「遠隔教育の推進に向けた施策方針」のポイント



※「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」（主査：丹羽文部科学副大臣）として、遠隔教育を効果的に活用した教育の質の向上を図るため策定。

## 1. 遠隔教育の基本的な考え方

- 小規模校等における教育活動の充実や、外部人材の活用や幅広い科目の開設などにおいて、重要な意義。
  - 不登校児童生徒や病気療養児など、通学して教育を受けることが困難な児童生徒にとって、学習機会の確保の観点から重要。
- ➡ 一人一人に応じた学習機会を提供する観点から、遠隔教育が**効果を発揮しやすい学習場面や目的・活動例等を類型化（別紙）し、教育関係者の理解を深めていく。**

## 2. 制度の整備等

### 1) 小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育

➡ 受信側において、学校と保護者が連携・協力し、児童生徒の体調管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるなどの要件を満たす場合、**指導要録上出席扱いとし、学習成果を評価に反映することができるよう制度改正**

### 2) 不登校児童生徒に対する遠隔教育

➡ 指導要録上出席扱いとする現行制度の活用実績の分析を踏まえ、活用のための**留意事項**を学校関係者に周知を図り、**全国における制度の活用を一層促進。**

### 3) 遠隔システムを活用し免許外教科担任の支援を促進

➡ やむを得ず免許外教科担任が授業を担当する場合、**免許状を保有する高い指導力を有する教師等が遠隔システムを活用し授業に参画することで、授業の質を高めるとともに当該免許外教科担任の資質能力の向上を図る。**

## 3. 全国的な普及に向けた取組

- 遠隔授業の事例や指導の際のポイント、環境構築の在り方などについてまとめた**「遠隔学習導入ガイドブック」を改定し、**全国の教育委員会における活用を促進。
- **優れた遠隔授業の事例を創出する実証研究**（「遠隔教育システム導入実証研究事業」、「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業」）を推進。
- **新たに開催する「遠隔教育フォーラム」（年度内に複数個所）や各種会議等において、優れた取組例や課題の解決例を積極的に周知し、全国における取組を促進。**その際、教育委員会だけでなく自治体全体に理解が深まるよう、「全国ICT教育長協議会」と連携し、更に広報活動を推進。
- 教育における先端技術の導入に向けた実証研究を関係省庁と連携して実施するため、**新規事業**を31年度概算要求に計上。

# 遠隔授業の類型（イメージ）

（別紙）

## 合同授業型

- 児童生徒が**多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実**を図る。

教師 + 児童生徒



## 教師支援型

- 児童生徒の**学習活動の質を高める**とともに、**教員の資質向上**を図る。

ALTや専門家等



## 教科・科目充実型

※ 高等学校段階のみ

- 生徒の多様な科目選択を可能とすることなどにより、**学習機会の充実**を図る。

当該教科の免許状を保有する教師



同時双方向



同時双方向



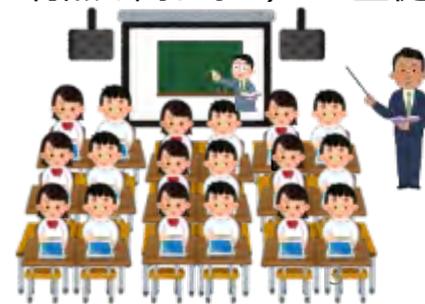
教師 + 児童生徒



教師 + 児童生徒



当該学校の教師（当該教科の免許状の有無は問わない） + 生徒

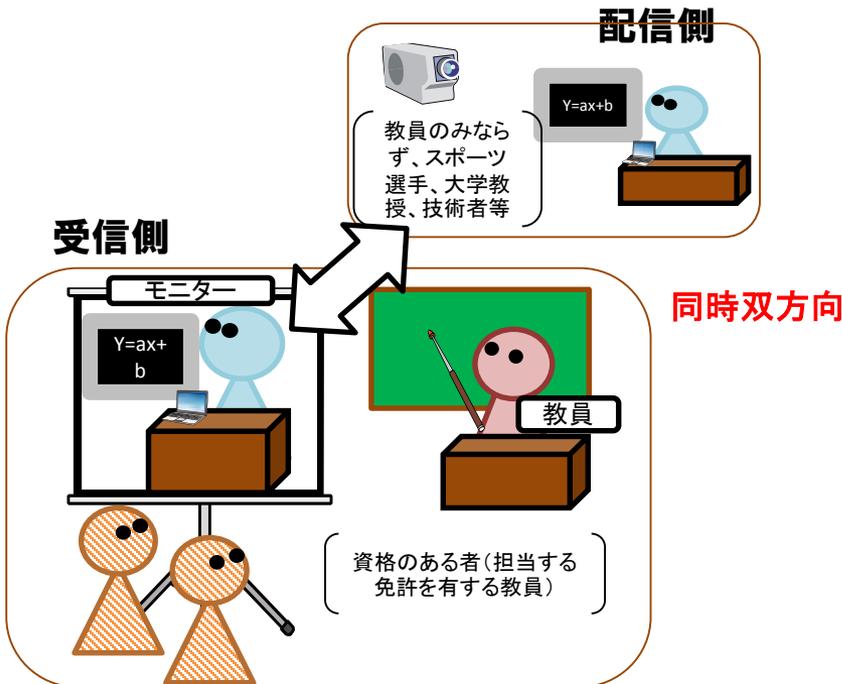


# 高等学校における遠隔授業の導入

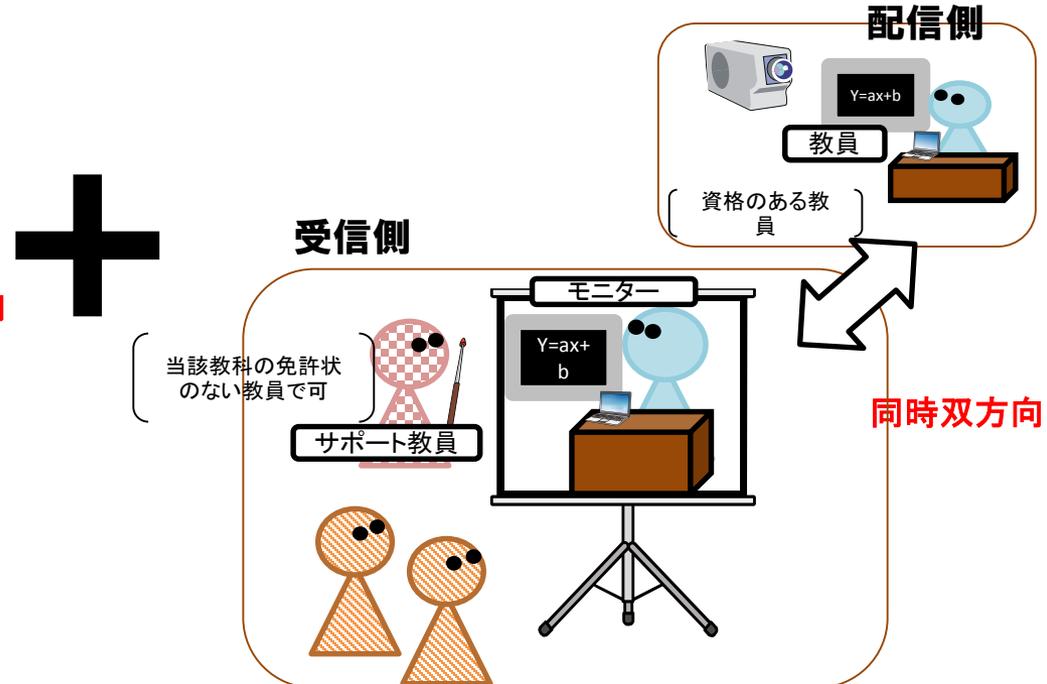
## 1. 遠隔授業の導入

平成27年4月より、高等学校の全日制・定時制課程における遠隔授業(※)を正規の授業として制度化(※) 学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な同時双方向型の授業

従来より可能な遠隔授業  
(小学校、中学校、高等学校)



制度導入により高等学校において  
可能となった授業



# 高等学校における遠隔授業の導入

## 2. 具体的な要件

- 74単位のうち、36単位を上限とすること(科目ごとに、一部、対面による授業を実施すること)
- 配信側の教員は担当教科の免許保持者であり、かつ受信側の高等学校に属する教員であること
- 評価については、配信側の教員が実施すること
- 受信側にも高等学校の教員(実施教科の免許の有無は問わない)が立ち会うこと 等

## 3. 高等学校における遠隔授業の導入状況

○平成29年度における導入校数:35校・105科目

※参考 経済・財政再生計画改革工程表におけるKPI 2018年42校・科目、2020年70校・科目

## 4. 推進方策

○平成30年度予算 高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業

(73,923千円の内数)

「経済・財政再生計画改革工程表」に基づき、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔授業の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図る。

(参考)オンデマンド教材等を使用した授業の実施について(「遠隔教育の推進に向けた施策方針」の策定について(通知)＜平成30年9月20日付け文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長通知＞抜粋)

平成30年地方分権改革に関する提案募集において、「高等学校の遠隔教育におけるオンデマンド型授業の実施に係る規制緩和」の提案がありました。本提案の内容は「生徒がいる教室に当該教科の免許状を保有する教師がいる状況で、オンデマンド教材等のデジタル教材を使用した授業を行うこと」であり、このことについては、現行制度においても実施可能ですので、高等学校の設置者に対して、このことをお知らせします。

# 小・中学校段階における病気療養児に対する 同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）

平成30年9月に、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」において取りまとめた施策方針を踏まえ、病気療養児（※1）に対する同時双方向型の授業配信について、一定要件の下、指導要録上「出席扱い」とし、評価に反映できることとした。

※1 本取扱いにおける病気療養児に該当するか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等をもとに、年間延べ30日以上欠席ということ参考として、小・中学校等又はその管理機関が行う。

## 通知概要（平成30年9月20日付け30文科初第837号文部科学省初等中等教育局長通知）

小・中学校等において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合（同時双方向型授業配信）、校長は、**指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができる**こととする。

### ◆留意事項

- 配信側の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては教科等に応じた相当の免許状を有する者であること
- 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、当該児童の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること
- 同時双方向型授業配信と併せて、教師が定期的に訪問すること等により、病気療養児の学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと 等



## 病気療養児に対する遠隔教育の取組事例

病気療養児の教育機会の確保や学習意欲の維持・向上、  
学習や学校生活に関する不安感が解消されることによる円滑な復学等の効果が見られた

### 自宅療養中の児童に対する授業配信（※2）



退院後、体調が悪くて登校できない小学校6年生の児童から、テレビ会議システムによる授業配信の要望を受け、在籍校において、板書の見える位置と学級全体の様子が分かる位置にWEBカメラを設置し、1日1時間の授業配信（同時双方向型）を実施した。

### 病室で療養中の生徒に対する授業配信



クリーンルームで治療中の中学生について、本校教室とクリーンルームをつなぎ、花の分解と観察の授業を実施した。教室の生徒が、教員と同じ手順で花の分解・観察をし、クリーンルームの生徒はその中継を見ながら、担当教員が教科書で補足的に説明しながら学習を進めた。

※2 平成29年度入院児童生徒等への教育保障体制整備事業の取組を基に文部科学省において作成。なお、本資料における遠隔教育については、ICT環境を利用した遠隔システムによる授業配信や交流等を指す。

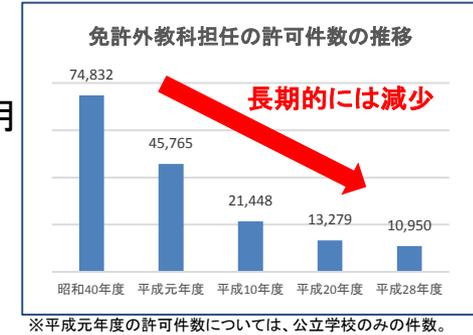
# 【概要】免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議報告書

## 免許外教科担任制度

- ・ある教科の免許状を保有する教師を採用できない場合に、1年以内の期間を限り、都道府県教育委員会の許可により、当該教科の免許状を有しない教師に当該教科の教授を担当させる制度
- ・昭和20年代に免許状を有する教師が全国的に不足する中で導入されたが、現在は個別の事情によりやむをえず生ずる配置のニーズを適時に調整するために制度を利用
- ・免許外教科担任の許可件数は長期的には減少
- ・中学校では美術、技術、家庭、高等学校では情報や職業に関する教科を中心に、特に小規模校で制度を利用

### 許可件数の多い上位3教科

【中学校】	【高校】
家庭: 2181件	情報: 1248件
技術: 2146件	公民: 394件
美術: 938件	工業: 336件



## 対応の方向性

- ・近年の教師の需給の動向や今後の人口減少に伴う小規模校増加の可能性等に鑑み、免許外教科担任制度は存続
- ・ただし、同制度の利用を可能な限り縮小させるための取組を行う
- ・どうしても免許外教科担任が必要な場合には、遠隔教育の利用など、担当教師への支援や研修を充実

## 文部科学省の主な対応策

- ①免許状取得要件の弾力化  
複数教科の免許状の取得を促進するため、免許状の取得要件を弾力化
- ②大学間の連携・協力による養成・研修体制の確保  
教員採用数の少ない教科について、大学間の連携・協力により教職課程を設置する仕組みを検討
- ③現職教員以外の多様な人材の活用  
退職教員、民間の人材等が、適時・適切に教壇に立てるよう、免許状更新講習の受講の弾力化や特別免許状・臨時免許状を積極的に活用
- ④免許外教科担任の授業の質の向上  
・「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」がまとめた「遠隔教育の推進に向けた施策方針」に基づき、遠隔システムの活用による免許外教科担任の授業の質の向上を促進  
・免許外教科を担当する教師の資質向上のため、放送・通信・インターネットによる講習を開発
- ⑤運用指針の提示  
免許外教科担任の運用指針を都道府県教育委員会に示し、厳格な運用や担当教師への支援等を要請